

大分類	小分類	質問	内容
		問合方法について	<p>本生殖医療専門医制度についてのお問い合わせは、回答に万全を期すため、またすべてのやり取りを委員会で確認したうえで回答するため、ご質問内容の如何に関わらず所定のお手続きにて今後お問い合わせくださいますようお願い申し上げます。</p> <p>書式（<a href="http://www.jsrm.or.jp/qualification/specialist_index.html#qa">http://www.jsrm.or.jp/qualification/specialist_index.html#qa</a>）への内容記載と押印をして郵送していただくことについては、どの方にもそのようご対応いただいておりますので、ご協力賜りたくよろしくお願い申し上げます。</p> <p>～が不足しているが、不合格ですか／研修終了認定申請（試験申請）はできませんか？</p> <p>～なのですが、研修を延長したほうがよいですか？</p> <p>～なのですが、更新できないでしょうか？</p> <p>等、申請の前に判断をゆだねるような問い合わせが多くみられます。下記の事例でもございますが、委員会で審査し、総合的に判断して判定しておりますので、一つの要件等でかつ可否を申請していない段階で委員会に問い合わせまたは事務局へお電話等で尋ねただいても回答は致しかねます。申請されたものを生殖医療従事者資格制度委員会にて総合的に判断し、可否を決定してまいりますので、ご了承ください。</p>
施設	更新	更新申請をする場合の書式はダウンロードできますか？	更新対象の施設に事務局から郵送しております。認定研修施設は研修連携施設から記載された申請書を受領し、上部に認定研修施設の記載と公印を行ったうえでご作成の上、両申請書を一緒にご提出頂くことになっております。
	新規	（申請前に問合せ）指定基準が～の事情で満たさないので認定施設として認められますか？	審査において、ご送付いただいた所定の申請書類一式をもとに総合的に審査させていただきます。
	新規	1月現在、専門医試験の可否を待っている医師があり、その医師が合格すれば認定施設申請ができるのですが申請可能でしょうか？	今年度の生殖医療専門医の試験を受験され合格待ちの医師の採用を予定されている場合には、4月1日からの研修認定施設の新規申請が可能となっております。今年度の申請期間中に研修認定施設申請書（新規）をご提出いただき、現在生殖医療専門医の合格待ちの医師、または、既に生殖医療専門医を4月1日に採用予定である旨をご併記ください。
	新規	認定研修施設の基準2を満たさないが研修施設になるにはどうしたらよいですか？	認定研修施設として新規に申請される際に、指定基準2を満たしていない場合には基準2を満たしている施設を研修連携施設として申請することが可能です。その場合には、認定研修施設申請書（新規）を貴院が作成され、基準2を満たす連携施設には研修連携施設申請書（新規）をご作成いただき、貴院が取りまとめて本会に提出してください。この手続きにより、貴院が生殖医療専攻医の研修・教育を管理・監督する施設として認められ、貴院での生殖医療専攻医の研修が認められることとなります。
	新規	指定基準3のみ満たさないので、施設認定してもらえないでしょうか？	総合的に判断し、審査を行っております。申請されていない現段階では回答いたしかねます。
	新規更新	施設長の印鑑は産婦人科の部長でもよいですか？	施設長（病院長）の公印が必要
	新規更新	認定研修施設として更新予定です。更新にあたり、すでに連携施設となっている施設ならびに新たに連携施設の申請をしたいのですが書類の提出はどのようにすればよいですか？	認定研修施設申請書（更新）、研修連携施設申請書（更新）、研修連携施設申請書（新規）の3つの書類を認定研修施設がとりまとめて1つの封筒で申請ください。
	連携施設	他都道府県施設を連携研修施設としても更新可能か？	専攻医が十分な研修を行うために必要であればブロック外でも可。
	連携施設	連携研修施設を複数施設に依頼は良いか？	専攻医が十分な研修を行うために必要であればOK。
	連携施設	研修施設要件がないため専攻医指導施設を研修連携施設で申請。研修連携施設の追加申請は可能か。	複数の連携研修施設との連携は可能。すでに他施設の連携研修施設認定でも、貴院との連携として新規申請は必要で、受付期間内に手続きのこと。申請書は貴院で作成し、研修連携施設申請書、貴院の認定施設申請書の両方を提出のこと。
	その他	最初に連携施設として承認され、その後認定施設となりました。この場合連携施設としては登録抹消になりますか？認定施設・連携施設両方とも登録できますか？	研修連携施設としてご登録され、その後認定研修施設にご登録されておりますが、認定研修施設承認をもって自動的に研修連携施設の登録が抹消されることはありません。専攻医の研修指導を適切に行う都合上、認定研修施設と研修連携施設の両方の登録をご継続いただくことは制度上認められております。もし貴院が単独で認定研修施設として専攻医の研修指導を行うことが可能な状況でしたら、研修連携施設の辞退を届け出いただく必要がございます。
	その他	異動により常勤の生殖医療専門医が不在となってしまいました。施設には現状、常勤の専門医がいなくて状況です。施設認定の取り下げを行うべきでしょうか？	取り下げとなりますので書面でお申し出ください。なお、お申し出がないままに生殖医療専門医が不在であることが明らかになった場合、不在時からの研修は認められないこととなりますので、研修を受ける医師の不利益にならないよう対応をお願いします。
	その他	研修期間中に施設の指導責任者が退職で認定研修施設取り消し。研修証明書の施設名や指定番号の記入は？	認定研修施設中に1年以上の適切な研修を受けていれば申請は可能。申請書類は研修を受けた施設名称・旧指定番号で記載し、当該施設取り下げ年月日を別途記載。認定研修施設での研修当時の研修指導責任医師（生殖医療専門医）の証明（当該医師が申請内容確認後、署名・捺印・専門医番号記入）を受ける。可否は委員会にて総合的に判断。
	その他	研修先における診療科長が変わった場合において、現在の所属長にサインをいただくのがよいのか、見ていただいた時期の所属長にサインをいただくのがどちらがよいのか、またはどちらでもよいのか	結論としては、きちんと先生がその施設で研修を受けたことが担保できればOKですので、どちらでも大丈夫です。確実なのは両先生に併記していただくのがベストです。
研修	研修開始	会員歴2年未満	要件をみたしていません。 研修開始が承認されるかどうかにつきましては、研修開始申請以前にお答えできません。 ご提出いただいた申請資料をもとに、研修開始の基準に基づいて委員会にて判定することとなります。
	研修開始	入会日を確認して研修開始申請時期を知りたい。	入会日はweb会員証にて確認できます。研修開始時期は研修開始申請時において、研修開始時に入会日から2年以上の会員歴を有する日本生殖医学会会員である事です。
	開始申請	基本領域の専門医の資格を更新できず失効している。研修開始申請は受け付けてもらえるか？	申請時点で基本領域の専門医であることが条件です。申請時点で失効している場合は条件を満たしません。
	開始申請	研修開始を申請時期・入会時期よりさかのぼってカウントしても良いか	生殖医療専門医制度細則、第2章 第2条「研修期間は研修開始申請を、許可された日からさかのぼって当年の4月1日から3年間とする」に従い、さかのぼっては認められません。
	専任	少なくとも1年間以上認定研修施設に専任で所属の上で研修を行う、の専任の解釈について教えてください。 また、認定施設に非常勤として勤務しても受験できますか？	細則等には明文化していませんが常勤の目安はフルタイム（8時間）×週4日以上、を審査の目安にはしていますが勤務実態や勤務証明をされる生殖医療専門医に照会等も勘案したうえで総合的に委員会にて審査しております。 研修内容として認定研修施設に常勤で1年間勤務すること、を義務付けており、この1年間は3年間のうちトータルで1年間勤務実績があれば構いませんので、3ヶ月常勤で認定研修施設、別施設勤務、残り9か月を常勤で再度認定研修施設、というような内容でも問題はありせん。
	研修	研修を他院で行うことが困難だが特別な資格取得の方法はありますか？	現状の規則細則での運用をすることで専門医を目指す先生方に公平な姿勢をお示ししたく、特別な方法というのはご提案できません。 常勤で生殖医療専門医を先生のクリニックで雇用していただき、クリニックが認定研修施設になったうえで先生がその生殖医療専門医から指導を受けることで条件を満たすことは可能です。制度の公平性をご理解くださいようお願い申し上げます。
	勤務形態	専任の定義について、勤務時間の規定は？ 大学院在学中の外来を担当している期間を認定施設研修としてカウントできるか。	“専任”は勤務形態を規定しない。大学院生でフルタイム週4日以上勤務は認定研修施設での研修の目安を満たしている（社会人大学院生などを想定）。最終的な研修修了の判定は委員会において総合的に判断しています。
	延長	研修期間の延長はどうしたらよいか	『生殖医療専門医認定審査の手引き』様式5『新・生殖医療専門医制度 研修期間延長申請書』の提出。委員会で審査いたしますが、事由により最大2年間までの延長が認められます。ただし、研修延長は1年ごと（1年単位）の申請になりますので、最初から2年間まとめて延長申請をすることは認められません。
	延長	育休中の研修と申請延長期間の変更について	育休中の学会・講習会参加OK。育休休業証明は不要。延長期間は年単位でのみ受理。研修期間の延長に対応して受験時期は決定いたします。
	延長再申請	研修期間中に指導医が資格を喪失したため、今後別施設で研修するため延長もしくは改めて新規申請したい。	生殖医療専門医制度による研修期間延長願いの停止理由は、ご提示頂いたものを生殖医療従事者資格制度委員会にて判断いたします。 生殖医療専門医制度による研修期間延長願いを申請される場合は、所定の書式をダウンロードのうえ、ご郵送ください。 改めて、新規にて研修開始登録を所定の書式にて申請頂きまして、その申請が認められれば、それまで同様に所定の研修をして頂くこととなります。
	延長申請	2年以上留学した場合は再度研修申請が必要か	3年間の研修終了までに条件を満たせば不要です。研修延長は5年まで延長できますので、条件を満たせない場合は必要に応じて延長申請を行ってください。
	延長申請	研修期間中に3か月の休業（育休）が発生したが、どのような研修延長申請を行えば良いのか。	3年間の研修終了までに条件を満たせば延長申請は不要。研修延長は5年まで延長できますので、条件を満たせない場合は必要に応じて延長申請を行ってください。
	延長前の参加・出席	研修期間延長の場合、延長前の学会3回出席・講習会出席は有効か。	要件を満たしているものとみなされます。
	研修	研修連携施設で3年間研修を受けることでよいか？	3年間の研修期間のうち1年間以上認定研修施設に常勤で所属することが義務付けられております。
	研修	研修をいったん延長したが延長しなくても研修終了できそうです。どうすればよいですか？	問合せフォームにてお申し出ください。
	研修期間	研修を2か月間だけ中断するのですがどうしたらよいですか？	研修を担保する認定研修施設の施設長のご判断により生殖医療専門医制度に定められた研修を修了したことをご証明いただければ中断せず、認定申請していただくことが可能です。
	研修期間	事情により研修を途中で中止した。再度研修開始申請をし、現在は研修中だが、過去の途中で終了した研修期間を加算して研修3年間として試験を受けられないか？	研修を途中で中止した場合認められません。特例は作っておりません。
	施設研修	施設での研修は複数施設合算でも良いか。研修期間は継続一年以上ではなく、合算で1年以上と理解してよいか。	認定施設での研修は研修期間の重ならない複数施設の合算、期間の合算ともに認められます。その時の研修指導責任医師（生殖医療専門医）に研修内容は証明していただくこととなります。
	研修期間延長申請	研修期間中に取得すべき講習会の参加単位が足りない理由に、延長が可能か？	取得単位が足りない事が理由での延長申請は可能ですが、参加ができなかった理由などを考慮し総合的に可否を委員会にて判断いたします。
	研修期間延長申請	研修期間延長申請の理由は自分ではなく、他者の病気も記載していいか	生殖医療専門医制度による研修期間延長願いの停止理由は、ご提示頂いたものを生殖医療従事者資格制度委員会にて判断いたします。 生殖医療専門医制度による研修期間延長願いを申請される場合は、所定の書式をダウンロードのうえ、ご郵送ください。 2020年4月1日開始に遡る研修期間延長願いは、生殖医療従事者資格制度委員会の判断に影響する場合がありますので、ご注意ください。
	研修取り下げ	研修期間を2年まで延長しても研修終了の目的がたないため、研修開始申請を取り下げたい。	お問合せフォームにてお申し出ください。一旦、研修期間満了と致します。 改めて、新規にて研修開始登録を申請頂き、申請が認められれば、これまで同様、所定の研修をして頂くこととなります。
	施設	研修期間内に認定施設であれば、研修後に認定を取り消されていても良いか。	研修期間中認定されている認定研修施設であれば研修をしたとみなされます。その時の研修指導責任医師（生殖医療専門医）に研修内容は証明していただくこととなります。
	施設	施設研修期間以外は非常勤勤務で良いか。	規定はございませんので施設研修期間以外の非常勤は問題ないと考えます。
ポイント	学術講演会に参加したが登録されていなく、参加証もない。 クレジットカード利用明細や、病院に提出した出張報告書で代替できないか。	Web会員証QRコード提示による電子的記録もしくは記名帳への記名のみに参加記録・ポイントを付与をしております。 その証明として参加証のコピーの提示も可能となっておりますが、それ以外での証明は認められません。	
単位ポイント	学術講演会出席証明書の紛失	日本生殖医学会・学術講演会出席証明書につきましては、WEBページよりご確認いただけます。WEBページでは日本生殖医学会・学術講演会の事前登録データを含んだ履修状況・単位等の照会ができます。こちらを印刷して証明としてご利用いただいても結構です。	
単位ポイント	関連学会参加証明を破棄してしまった	e医学会カードやそれに関連するwebページはあくまで他会での管理のもので、本会にとっては証明にはなりません。参加証明書というものが無い限りは証明とはできません。	
施設研修	現在研修中で、転勤で研修施設が変わりますが届け出は必要ですか？	研修終了認定申請の際にご提出いただく研修証明書により貴院の研修履歴を確認いたします。 そのため、転勤にあたって研修施設変更の手続きは不要と判断いたします。	
施設研修	連携施設での研修はどの程度必要か？	研修規定として定めていないが、認定研修施設での研修で不足する部分の専門研修を補うためには週に1回程度の研修が望ましいと考えられます。	
施設研修	連携施設を変更する場合認定施設の認定をやり直す必要があるか？	新たな研修連携施設は、研修連携施設申請書（新規）で事務局へ追加申請（認定時期は年1回）。認定研修施設の更新時期により認定期間が変わること留意してください。	
論文	①生殖以外で学位を取得した場合（9）に該当するかどうか？ ②学位がなくても（7）（8）を満たせば申請は可能か？	①学位の内容は、生殖医学以外認められません。 ②7）8）双方の提出で申請は可能。 最終的な研修修了判定は委員会において総合的に判断していますので現時点での回答は致しかねます。	
学位論文	①生殖医学に関する学位とは生殖（広義では産婦人科領域）の基礎研究も含むか。 ②（8）（9）どちらかで提出（6）（7）は免除されるのか。	①生殖医学に関する学位論文は、基礎研究でも臨床研究でもOK。研究内容が生殖医学に関するものであることを証明する資料の提出が必要。 ②免除される	
参加単位	学術集会参加回数の不足について試験年度開催会の参加予定をカウントしてもらえないか	認められない。研修延長申請してください。	
試験	今年度、再受験の予定なのですが手続きの流れはどの様になるでしょうか？また、何回まで受験出来るのでしょうか？	今年度再受験のご案内は7月初旬に文書を郵送の予定ですので、いましばらくお待ちくださいますようお願い致します。なお、何回まで受験出来るかというお問い合わせの件は、ご本人の研修内容を委員会が総合的に判断するため、現時点での回答は差し控させていただきます。	

研修終了認定 (試験申請)	症例	症例レポートは常勤として所属していない生殖研修認定施設での症例を対象とすることは可能か？	研修期間中に1年以上専任（常勤）で勤務している認定研修施設の生殖医療専門医にその症例の証明を頂く必要があります。非常勤で勤務されているクリニックを認定研修施設の研修連携施設として認定されている場合は、非常勤のクリニックでの症例も症例レポートに加えることができます。
	書類	生殖医療専門医の研修終了認定の条件である「生殖医学に関する論文を査読のある医学雑誌に筆頭著者として1編以上発表する」について、商業誌は認められるか。	個々の雑誌が認定されるかどうかにつきましては、生殖医療専門医の認定申請以前にお答えできません。ご提出いただいた申請資料をもとに、認定基準に基づいて委員会にて判定することになります。
	書類	論文は総説でもよいですか？	日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験申請 一次審査の可否（研修終了認定の可否）を判定する際に、申請資格ならびに所定の申請書類一式の中で総合的に審査させていただくこととしております。 <b>論文のみで可否の判定に関わる回答を差し上げることが差し控えていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</b>
	書類	生殖医療専門医認定申請について、生殖医学に関する学位として、〇〇（生殖以外）に関係する学位は生殖医学とみなせるか。	学位証明と、その学位を取得した際の論文を同封ください。なお、当該年度の日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験申請 一次審査の可否（研修終了認定の可否）を判定する際は、申請資格ならびに所定の申請書類一式の中で総合的に審査させていただきますので何卒ご了承ください。
	書類	生殖医療に関する学位を証明するものは？	学位証明と、その学位を取得した際の論文を同封ください。 なお、当該年度の日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験申請 一次審査の可否（研修終了認定の可否）を判定する際は、申請資格ならびに所定の申請書類一式の中で総合的に審査させていただきますので何卒ご了承ください。
	書類	学位内容証明書とは？	学位内容証明書につきましては、特に決まった書式はございません。提出していただく書類の内容として、学位を取得したことと証明、学位の内容が生殖医学に当てはまるものであることを証明する資料（学位論文など）が含まれている必要があります。なお、生殖医療従事者資格制度委員会の認定審査では、学位内容証明書を含む申請書類を総合的に判断して可否を判断いたしますことをご留意ください。
	書類	学会出席証明が付与されていないものがある	いただいた参加証コピーをもとに加算した学会出席証明を再発行いたしますのでそちらを研修終了認定申請時（試験申請）にご利用ください。
	書類	（申請前に問合せ）～の事情または～が不足しているのですが、合格してもらえますか？不合格ですか？	所定の申請書類一式をもとに総合的に審査させていただきますこととなります。
	書類	学術講演会に3回参加できませんでした。不合格でしょうか？	生殖医療専門医の認定審査において、研修期間中に日本生殖医学会学術講演会に3回参加することが1次審査の合格基準の1つとなっております。なお、貴殿が2か所以上の出席で代替できません。つきましては、研修期間を延長していただき、日本生殖医学会学術講演会に必要回数ご参加いただいたのち、生殖医療専門医の認定審査への申請をご考慮いただけますようお願い申し上げます。
	書類	研修施設変更届を提出する必要性について	専攻医の研修にあたって研修施設の変更届を提出する必要はございません。なお、本会に登録されている所属施設の変更は、本会WEBサイトで会員登録情報変更を行ってください。
	書類	同じ時期に2か所の認定研修施設で研修を行った場合の研修証明書の記入のしかたについて	研修期間のうち1年間以上、認定研修施設の常勤として勤務することが申請の条件となっております。同じ時期に認定研修施設2か所の常勤医として研修することは実際上ありませんので、研修証明書の研修期間中の所属施設の記載については常勤の施設のみをご記載ください。なお、貴殿が2か所以上の認定研修施設の常勤医として計1年以上勤務されていらっしゃるのであれば、申請条件を満たしていることとなります。この場合、常勤としてご所属した施設のうち1つの認定研修施設（最も長い期間所属した施設が望ましい）の指導責任医師に、他の所属施設での研修を含むすべての研修の証明をしていただくことになることをご留意ください。
	書類	生殖医療専門医の認定申請に必要な論文の採用決定が3月の予定であり、次回の専門医認定申請には別刷が添付できない。論文採用証明書の提出で申請が可能か。	論文の採用証明書を提出いただき、必要に応じてグラブリや論文原稿など補足資料を合わせてご提出ください。提出された資料により、査読のある医学雑誌に筆頭著者として採用された生殖医学に関する論文かどうかを検討し、そのほかの申請内容と合わせて研修終了認定の可否を委員会が判断することになります。
	書類	可否判定後の症例報告添付不備で追加送付	認められない。研修期間を延長ください。
	論文	査読がある雑誌であればどれでも良いか	<b>個々の雑誌の認定の有無は認定申請以前に回答いたしかねます。提出物を認定基準に基づき委員会が総合的に判断しています。</b>
	論文	研修開始前に投稿し研修開始後にacceptされた場合はどうなるか？	<b>論文のみで可否の判定に関わる回答を差し上げることが差し控えていただきます</b>
	論文	申請条件に査読のある医学雑誌に発表したものがありますが、単年度の雑誌は認定されませんか。 また、学会誌の発行は少し先になるのですが、採用証明の提出でよいですか。	生殖医療専門医認定審査の手引きに記載の「研修期間中に生殖医学に関する論文で、査読のある医学雑誌に筆頭著者として発表したもの」という基準に照らして、最終的に生殖医療従事者資格制度委員会で決定することとなりますので現段階ではお答えできません。
	論文	申請時に別刷が間に合わない場合、accept mailと投稿論文で代用可能か。	掲載前の場合には、論文採用を証明する書類と論文内容がわかる資料を提出ください。提出される書類で総合的に判断いたします。
	論文	論文の別冊（別刷）が手元がない場合、論文のコピーで良いか。	掲載された雑誌の該当ページのコピーであれば可（生原稿は不可）です。投稿規定も添付すること。
	論文	論文が投稿中で申請締め切り時に掲載されていない可能性があるがどうすればよいか。	研修期間終了年度3月31日までに論文採用が確定していることについて審査のうえで勘案いたします。試験申請時に論文掲載前の場合、該当論文の採用証明書類、論文内容資料、論文投稿規定を添付ください。提出される書類で総合的に判断いたします。
	論文	論文未投稿だが、専門医認定試験申請するべきか、研修期間延長するべきか	当該年度の日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験 一次審査の可否（研修終了認定の可否）を判定する際に、申請資格ならびに所定の申請書類一式で総合的に審査いたします。つきましては、現段階ではお答え致しかねますが、明らかに要件を申請前に不足している場合は研修延長申請をしていただくことをお勧めいたします。不足しているかの判断は手引きにてご確認ください。生殖医療専門医制度による研修期間延長願いを申請される場合は、事由発生前に以下のページより所定の書式をダウンロードのうえ、ご郵送ください。
発表 論文	発表はポスター発表でも良いか 論文は〇〇地方部会誌で良いか	<b>発表形態に指定はございませんが、生殖医療従事者資格制度委員会で総合的に判断いたしますので現段階では回答いたしかねます。</b>	
論文	研修期間を2年まで延長して、専門医認定試験を不合格となった場合、今までの論文、学術講演会での発表は無効となるのか	研修期間は最大5年間です。その間に日本生殖医学会生殖医療専門医認定試験に合格できない場合は、改めて、新規にて研修開始登録を申請頂きます。その申請が認められれば、それまで同様に所定の研修をして頂くこととなります。	
ポイント・単位	参加単位等が足りておらず、一次試験で落ちるとわかっていない認定試験を申し込むことになるのだが、それでよいのか？ また、試験に落ちた際に、次年度以降の試験資格はあるのかどうか？	試験申請を通常通りおこなっていただき、委員会が基準を満たさず一次審査不合格となった場合、5年以内であれば（確約はできませんが）1年間研修延長と自動的になりますので来年度までに不足のものを履修完了して万全にしたいといううで改めてまた試験申請をおこなっていただけますので、委員会が認めれば救済できるものと思います。	
ポイント・単位	学術講演会出席証明書の紛失	日本生殖医学会・学術講演会出席証明書につきましては、WEB会員証よりログインできるポイント単位照会より印刷ください。履修状況に記載以外の出席証明書につきましては、現物のご用意が必要となります。	
ポイント・単位	専攻医取得単位について、web会員証で確認したところ、専攻医取得単位がすべて未受講となっております生殖医療従事者講習会をすべて受講しており、受講票も表示されています。 専門医試験を受けるにあたり、再受講が必要なのでしょうか？	昨年未ごろに履修単位状況とともに本年度の試験申請準備のお手紙が届いているかと思います。その状況にお間違いなければそのほかの用紙を申請書とともに添付していただければ問題ございません。WEB会員証についてはシステム上、年度を更新した後は確認ができなくなります。	
試験	面接時間	面接時間の融通はつけられるのか（妊娠中のため）	要望に応えたいが、添えない場合もあります。
更新	講習会	生殖医学会学術講演会の日本専門医機構単位対象講習会は更新に必要か	基本領域である日本産科婦人科学会での対応セッションなので必要なし
	勤務形態	専門医更新は海外でも可能か。「生殖医療を継続している」という項目は海外だと専門医更新に影響はあるか	本会HPより会員登録情報変更のお手続きを頂きますと、該当年に海外のご住所に更新手続きの申請書類をお送りすることができます。また、「生殖医療を継続している」という項目につきましては、更新時にご提出いただく申請書類を委員会にて審議したうえで判断いたしますので、現状での回答は差し控えていただきます。
	勤務形態	「生殖医療を継続している」という項目は一般不妊生殖レベルか、IVF含む高度生殖医療が必要か。5年間常に生殖医療に携わる必要があるか、5年間のうち常勤の時期があればいいか。	該当年に更新手続きの申請書類をお送り致します。「生殖医療を継続している」という項目につきましては、更新時にご提出いただく申請書類を委員会にて審議したうえで判断いたしますので、現状での回答は差し控えていただきます。
更新	生殖医療専門医更新にあたり、日本生殖医学会学術講演会への出席が足りないため、専門医更新は不可能かどうか。	日本生殖医学会学術講演会に5年間で3回以上出席することが更新要件の1つとなっております。なお、生殖医療専門医制度細則には、「更新期限内に条件を満たすことができなかった場合に、委員会が妥当と認めた事由がある場合に限り、更新期限を原則として1年に限り延長することができる」という条項がございます。つきましては、今後の専門医更新申請に向けて、妥当な理由により専門医更新期限延長の申請が委員会にて承認された場合のみ、専門医更新申請による認定の可能性がございます。	